

淀川区発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について（令和4年度第4四半期分・特名随意契約）

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (円) 税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	障がい者の就業訓練を目的とした大阪市淀川区役所清掃業務委託（長期継続）	その他	大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合	50,935,601	令和5年1月31日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	別紙のとおり	—

随意契約理由書

1. 案件名称

障がい者の就業訓練を目的とした大阪市淀川区役所清掃業務委託（長期継続）

2. 契約の相手方

大阪市知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合

3. 随意契約理由

大阪府内企業の障がい者実雇用率は、2.21%で法定雇用率を0.09ポイント下回っており、法定雇用率達成企業の割合は43.0%となっている。（令和3年度版 大阪労働局発表）

障がい者の雇用者数は増加しているが、知的障がい者の場合、就業に結びつきにくいことがあることから、障がい福祉サービスを長期利用している状況がある。また、精神障がい者の場合については、長時間労働が困難なことが多く、就業に結びつきにくい状況があり、その就業支援は本市の極めて重要な政策課題である。

その就業支援を促進するには、就業に向けた「訓練機会」の確保、そして就業へ結びつく「就業機会」の確保が必要である。

「就業機会」の確保や雇用は、企業や事業所等雇用主の責務として、法定雇用率の遵守はもちろん、一層の社会的貢献が求められるところである。行政としては、雇用主の障がい者雇用を促進するための支援策や啓発を実施しているところであり、また「訓練機会」の確保については、職業リハビリテーションセンターや就労移行支援事業所など、その整備に努めているところである。

このような中、本市や大阪府の取り組みから障がいのある方において、訓練により、清掃業務に適性が高まり、雇用に結びついた実績があることから、本市施設の清掃業務を活用した実践的な就業訓練を委託し、訓練から雇用・就労へとつなげ、障がい者の自立と社会参加を図るものである。

上述した目的を達成するため、受託事業者の持つ障がい者への就業訓練に関するノウハウや一般就労へ向けた支援などの専門性を活用するため広く企画提案を募集し、コンペ方式による選考の結果、当該業者に決定した。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

淀川区役所総務課（電話番号 06-6308-9625）